

岐阜県公報

号外 (一) 平成三十年六月二十日

目
告 示 次

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

岐阜県告示第三百二十号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年六月二十日

岐阜県知事 古 田 筆

一 知事指定薬物の名称

- 1 - メトキシ ニ フニール ニ 「(一) フニールエチル) ピベリジン
四 イル]アセタミド及びその塩類（通称Methoxyacetylethyl fent
an y-）
- 2 - ((1) (四 プード ニ・五 ジメトキシフニール) エチル]アミノ)メチ
ル) フュノール及びその塩類（通称「五一 NBON、「五一 NBON）

二 指定の理由

条例第一条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日

平成三十年六月二十一日

平成三十一年六月二十日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社